

東アジアにおける社会的排除概念の有効性に関する再検討

志賀 信夫(大阪市立大学都市研究プラザ・博士研究員)

●報告概要

本報告は、フランス生まれ EU 育ちの概念である「社会的排除(Social Exclusion)」の東アジアにおける有効性について、反排除対策の視点から検討を試みるものである。

EU における社会的排除概念の広がりや、1980 年代から顕在化してきた「新しい貧困」という社会問題の生起がある。この「新しい貧困」という社会問題は、1960 年代に生起した「貧困の再発見」という貧困問題の生起に対応する「相対的剥奪(Relative Deprivation)」から定義付けられる貧困概念を軸とした理論では対応できない。

社会的排除とは、市民社会における個人が市民として付与されるべき最低限度の自由を欠いており、それゆえに自己決定できないような生活状態であると定義できるものである。一方、相対的剥奪とは、正規雇用の男性稼ぎ主を中心とする家族共同体およびそのような家族共同体から形成される地域共同体によって期待される役割を果たすことができないような社会的必需品の欠如の状態であると定義されるものである。

この社会的排除概念には相対的剥奪概念になかった市民としての社会参加の理論が新たに導入されている。市民的参加理論は、「シティズンシップ(citizenship)論」として、特にイギリスやフランスにおいては蓄積があり、T.H.Marshall(Marshall 1992)に簡潔にまとめられている。EU における反排除の社会政策はシティズンシップアプローチを採用しており(Bhalla and Lapeyle 1999, 邦訳 32-3 頁)、市民社会における諸権利の意識および市民社会そのものが前提となっている。

しかし、東アジアにおいては、EU ほどシティズンシップの諸権利や市民社会の理論的検討がなされてきたわけではない(伊藤 1996, 133 頁)。もちろん、市民社会に関する理論的検討に関しては上村(2010)がまとめているように、皆無であったわけではなく、それらは東アジアの実際の社会状況を分析し理論化したというよりは、ヨーロッパにおける理論の検討に焦点があてられていた。

このような理由から、EU の社会的排除の理論をそのままのかたちで輸入するのではなく、東アジアの特殊性にそくした理論的整理が再度要請されているということがいえそうである。

これまでの研究から、以下のような結論が得られる。

- ①東アジアにおいても「新しい貧困」は生起しており、従来の貧困理論では対応できない。
- ②東アジアにおける反排除の活動や地域づくり分析すると、それらの活動や地域づくりのなかで各々の個人の「自由」の範囲が次第に確定されていっている。
- ③東アジアの反排除対策のプロセスにおいて「自由」の範囲が確定していった結果、それが次第に「権利」の要求に結びついており、これがシティズンシップ論をめぐる議論の発端となる可能性がある。

※本研究はその途上にあり、「東アジア」という場合、ひとまず日本、韓国、台湾を指すものとしておきたい。

●文献

伊藤周平, 1996, 『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ』法政大学出版局。

上村邦彦, 2010, 『市民社会とは何か—基本概念の系譜』平凡社新書。

Bhalla, A. and Lapeyre, E., 1999, *Poverty and Exclusion in a Global World, Bashingstroke: Macmillian.*(福原宏幸・中村健吾監訳, 2005, 『グローバル化と社会的排除 貧困問題と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)

Marshall, T.H. and Bottomore, T., 1992, *Citizenship and Social Class*, Pluto Press.(岩崎信彦・中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会的階級』法律文化社。)

Townsend, P., 1979, *Poverty in the United Kingdom*, Pelican Books.